

発 言 通 告 書

令和2年11月30日

松山市議会議長 若江 進 殿

松山市議会議員 向田 将 央

次のとおり通告します。

発言順位	7	受領日時	11月 30日 午後 4時 45分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式	一括方式	発言時間	約 45 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・農業委員会会長	・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	八坂地区納骨堂建設計画について	<p>(1)9月に発足した新政権の方針にも述べられた、悪しき前例主義、縦割り行政、既得権益の打破に対する本市の考え及び見直すべき制度や慣行について</p> <p>(2)記事によれば、「手続はルールに基づき進められている」とされているが、現時点で納骨堂建設についての手続は、どの段階まで進んでいるのか。</p> <p>(3)本市作成の「墓地等の経営等の許可申請の流れ」という資料によると、宗教法人が事前協議書を本市に提出する前に、納骨堂建設予定隣接地の住民より承諾を得る必要があるが、地元住民はなぜか説明会案内チラシを見るまでこの計画を知らなかったとのこと。計画を知らなかった住民が、なぜ宗教法人に対して建設計画を承諾する意思表示ができたのかを問う。</p> <p>(4)本市の規則によると、許可申請に当たり土地の登記事項証明書の添付が必要になる。移転登記の日と売買された日は同時期で間違いはないか。同時期でないならそれぞれの日を問う。</p> <p>(5)どのような経緯で「事前協議済書」が発行されるに至ったのか。また、本市はこのような「分筆」という方法で取得された承諾書に、許可申請を定める要綱の「隣接した土地所有者の承諾書」としての効力があると考えているのか問う。</p> <p>(6)建設予定の納骨堂は、隣接する宅地から200メートルどころか50センチメートルしか離れていないわけだが、今回建設予定の納骨堂は、本市規則の「許可基準」及び「設置場所の基準」に違反していないと考えているのか。</p>

